

次期海洋基本計画 参与会議意見書 ～北極政策関係～

平成29年12月 4日
内閣府総合海洋政策推進事務局

北極政策について

来春改定の次期海洋基本計画の策定に向けて、総合海洋政策本部参与会議において検討しているが、近々に意見書がとりまとめられるところ。その中で、北極政策は重要なテーマとして位置付けられており、これを受けて、政府において検討を深めてまいりたい。

- 我が国は北極の気候変動の影響を受けやすい地理的位置にあり、北極域における環境変動の影響は我が国にとっても無関係ではない。他方、アジア地域において最も北極海に近いことから、北極海航路の利活用、資源開発をはじめとして経済的・商業的な機会を大きく享受し得る環境にある。
- こうした背景を踏まえ、「我が国の北極政策」(平成27年10月:総合海洋政策本部決定)に基づき、以下のような論点を基本的な考え方とすることが重要。

1. 観測・研究活動の推進を通じた地球的課題の解決による我が国のプレゼンスの向上

- 我が国は、長年にわたり、国際的な科学技術協力を積極的に貢献。これは、北極政策を主導する上で我が国の最大の強みであり、下記2.及び3.を達成していくうえでも、極めて重要な手段。
- 北極政策に取り組む諸外国において、砕氷機能を有する観測船をはじめとした観測・研究体制の整備等が進んでいる情勢を踏まえ、我が国としても、観測・研究体制や成果発信、国際連携の一層の強化を通じて、地球的課題の解決に貢献し、その中で国際社会におけるプレゼンスの向上を図ることが必要。

2. 国際的ルール形成への積極的な参画

- 国連海洋法条約を含む関連国際法が遵守されるという「法の支配」の確保及び科学的根拠に基づく議論が重要。
- これを前提として、国際的なルール形成等において、我が国及び国際社会の利益を確保。

3. 我が国の国益に資する国際協力の推進

- 北極域における様々な課題への対応には、二国間及び多国間での国際協力が不可欠。
- 国際協調を基調とする北極政策を切り口に、様々な外交機会を捉えて協力関係を築き、我が国の国益に資する国際環境を創出していくことが重要。